菅内閣における内閣官房報償費 (機密費)の使用等に関する質問主意書

出者 塩川鉄

提

也

菅内閣における内閣官房報償費 (機密費) の使用等に関する質問主意書

の国庫からの支出状況 二〇一〇年度の内閣官房報償費 (請求日、 支出額)を明らかにされたい。 (機密費) について、 内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費

針は、 由 報償費の透明性の確保を図る方策について、 閣官房長官の決定を引き継いで、 について、 を通じて責任を持って報償費を執行する中で、 (以 下 平野博文前内閣官房長官が本年四月一日に決定した「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方 人内 . 閣官房長官が決定した 「報償費」という。) 「内閣官房報償費(以下「報償費」という。)の適正な執行に資するため、平成二二年度一年間 検討することとする。」としている。六月一七日の時点では、 その使途等を検証する。 の適正な執行に資するため、 「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」 「平成二二年度において責任を持って報償費を執行する中で、 その使途等を検証していく中で、 検討することとする。」としていた。 その使途等を検証する。 平成二二年度において責任を持って報償費を執 その使途等を検証していく中で、 報償費の透明性の確保を図る方策 仙谷内閣官房長官は、 も 本年六月一七日に仙谷 「内閣 官房報償費 その使途 平野前内

_

等を検証する」方針であったのではないか。

 \equiv ろ、 表明した「平成二二年度において責任を持って報償費を執行する中で、その使途等を検証する」という方 思っております。」であった。六月一七日の「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」の中で 内閣官房報償費 〇年度の一年間をかけて検証するという立場は変わりないということでいいですね。」と問うたとこ 仙谷内閣官房長官の答弁は、 (機密費) の使途等の検証期間について、八月三日の衆議院内閣委員会で、 「私が官房長官を引き受けまして、一年ぐらいの時間をいただければと 私が、

う。 る。 持ってこれを執行し、 して内閣官房報償費の使途等を検証するためには一年位の時間が必要であるとの認識である。」としてい 本年八月二〇日に閣議決定された政府答弁書)では 「平成二二年度において責任を持って報償費を執行する中で、その使途等を検証する」のでは時間が 「菅内閣においては、 その使途等を検証しているところである。 内閣官房報償費の取扱責任者である仙谷由人内閣官房長官が、 (内閣衆質一七五第五一号。 同内閣官房長官としては、 以下「政府答弁書」 取扱責任者と 責任を とい

兀

針

から、

「私が官房長官を引き受けまして、一年ぐらいの時間」という方針に変更したのはいつか。

五 鳩山前内閣において、 内閣官房報償費 (機密費) の情報公開のための使途等の検証期間は、 二〇一〇年

足りず、

「一年位の時間が必要であるとの認識」

一に至った理由はなにか。

度 は必定である。 一年間であった。 この先送りにより、 民主党政権における内閣官房報償費 菅内閣 は、 「報償費の透明性 これを仙谷内閣官房長官が官房長官を引き受けてから一年くらいと先送り の確保を図る方策について」 (機密費) の情報公開 の検討な の取組の遅れについて、 も時期的にずれ込むこと 菅内閣

は

検証期間の変更の事実及び変更の理由を国民に説明してきたか。

六 長官は、 出 る る」としている。 いては全く引き継ぎは受けておりません」であった。ところが んですか」と質問したところ、 八月三日の衆議院内閣委員会で、 が行われたこの機密費について、 平野博文前内閣官房長官から、 仙谷内閣官房長官は、 仙谷内閣官房長官の答弁は、 私は、 何にどれだけ使ったのかということを、 平野前内閣官房長官から、 内閣官房報償費取扱要領に基づく支払関係書類を引き継 仙谷内閣官房長官に「平野長官時代に、 「政府答弁書」では、 「今塩川議員がおっしゃったような件につ 内閣官房報償費取扱要領に基づく支払 その記録は引き継いでおられ 匹、 仙 五月、 谷 曲 三億円の支 人内 閣 11 でい 官房

関係書類を引き継いだのはいつか。

七 入って平野前内閣官房長官が支出した内閣官房報償費 仙 谷内閣官房長官が引き継いだ内閣官房報償費取扱要領に基づく支払関係書類には、二〇一〇年度に (機密費) の支払先や金額等が、 内閣官房報償費取

扱要領に基づいて記録されていたのではないか。

八八月三日、 衆議院内閣委員会における仙谷内閣官房長官の「全く引き継ぎは受けておりません」との答

弁と「政府答弁書」の「引き継いでいる」との答弁との整合性について説明されたい。

右質問する。